

《日本書紀》中之「孝德紀」的 記述方法： 以其與漢籍之關聯為視點

鄭家瑜*

國立政治大學

摘要**

《日本書紀》全書採用了漢字來表記，使用漢文文體，大量採用中國式的文字潤飾以及典故。然而究竟《日本書紀》是如何「使用」這些中國思想以及漢籍的文句或典故？它們在《日本書紀》中帶著怎樣的意涵？本論文作為考察《日本書紀》如何接受漢籍影響之作業的一環，選取日本古代中最大政治改革——大化革新的孝德天皇時代為焦點，並以其與漢籍之關聯為中心，探索《日本書紀》「孝德天皇紀」（以下簡稱「孝德紀」）的記述方法。

《日本書紀》「孝德紀」之內容主要大分為（一）孝德天皇之即位經緯與遷都（二）大化革新的成因與內容（三）鍾匱之制、薄葬令、白雉改元等三大部分。透過本論文的考察，可以得知這三大部分中描繪出孝德天皇時代的大量政策學習自中國的租稅制、官僚制、地方管理等制度外，而其中更是顯示了中國的帝道唯一的思想、祥瑞思想、天命思想、天人感應思想、聖王思想等等，並且援用了《管子》、《詩經》、《稽瑞》以及堯舜禹湯武王、周成王等漢籍典故與人物。藉由這些中國思想與漢籍之文句或典故的使用，描繪出具有積極進出東亞國際社會、天命所選之有德君王的孝德天皇形象；同時也敘述了孝德天皇用心構築之中央集權政治體制的情景。從這幾點可以看出《日本書紀》中之「孝德紀」大量採用中國思想以及漢籍之表現。

* 國立政治大學日本語文學系副教授

** 誌謝詞

關鍵詞：日本書紀、孝德天皇、漢籍、大化革新、鍾匱之制、薄葬令

SAMPLE

The Writing Style of “Chronicle of Emperor Kotoku” in *Nihon Shoki*: Centered on the Relationship with Ancient Chinese Books

Chia-Yu Cheng*

National Chengchi University

Abstract**

Nihon Shoki was written in "Kanji" (Chinese characters), Chinese literary style, and with large amount of Chinese wordings and literary quotations. Then, how did *Nihon Shoki* use these Chinese ideas and styles and quotations of ancient Chinese books? What did they represent in *Nihon Shoki*? This paper is part of the project of finding out how *Nihon Shoki* is affected by ancient Chinese books, centered on the description of Emperor Kotoku of Daika Reform, the biggest political reform in ancient Japan, and connection with ancient Chinese books to discover the writing style of “Chronicle of Emperor Kotoku” in *Nihon Shoki*.

The content of “Chronicle of Emperor Kotoku” majorly includes three parts: (1) the process of Emperor Kotoku ascending the throne and the relocation of the capital, (2) how and what is Daika Reform, (3) Kanehitu System, Simple Funeral Order, reign title changing. Through this paper you can find a lot of political learning in the age of Emperor Kotoku from Chinese taxation system, bureaucracy, local management, while the thought about Chinese emperor appears. Through the use of these Chinese thoughts and Chinese texts or quotations, the image of Emperor Kotoku as a virtuous ruler selected by the destiny and actively participating the international community of East Asia surfaced, the system of centralized politics built by Emperor Kotoku was pictured.

Concluding the above, we can find “Chronicle of Emperor Kotoku” in *Nihon Shoki* actually largely adapting Chinese thoughts and ancient books.

* Associate Professor of Department of Japanese Language and Cultures, National Chengchi University

** Acknowledgements

Key words: Nihon Shoki, Emperor Kotoku, ancient Chinese books, Daika Reform, Kanehitu System, Simple Funeral Order

SAMPLE

『日本書紀』における「孝徳紀」の記述方法 漢籍との関わりを視座として

鄭家瑜*

政治大学

要旨**

『日本書紀』全書は「漢字」で表記され、漢文の文体、文字の潤飾、中国の典故などが用いられている。漢籍からの影響が『日本書紀』の形成には重要な意義を有しているのが言うまでもない。『日本書紀』は如何に漢籍の語句、典拠、思想を「使用」したのか。これら漢籍の語句、典拠、思想は『日本書紀』においてどのような意味を有しているのか。本稿は、『日本書紀』における漢籍からの影響・受容を考察する作業の一環として、古代日本の最大の政治改革一大化改新を行う孝徳天皇に焦点を当て、漢籍との関わりを視座とし、『日本書紀』「孝徳天皇紀」（以下、「孝徳紀」と略す）の記述方法を探る試みである。

本稿の考察を通して次のようなことが分かる。すなわち、「孝徳紀」を大きく見れば、（一）孝徳天皇の即位の経緯と遷都、（二）大化改新の成因と内容、（三）鍾匱之制・薄葬令・白雉への改元、この三つの部分からなるが、この三つの部分では、中央集権に関わる地方制度、土地・租税制度、官僚制度といった制度面とともに、中国における帝道唯一の思想、祥瑞思想、天命思想、天人感応思想、聖王思想が濃厚に示されている。また、『管子』、『詩経』、『稽瑞』、堯舜禹湯武王、周成王などの漢籍の用語および聖帝明王といった人物の故事も援用されているのである。これらの中国の思想、漢籍の表現を通して、海外へ積極的に進出し、天皇を中心とする中央集権を構築しようとする専制的君主であるとともに、天から選ばれる徳のある聖王としての孝徳天皇像が描き出されているのである。これらのことから、『日本書紀』「孝徳紀」は中国の思想、漢籍の表現と深く関わっていることが認められる。

* 国立政治大学日本語学科准教授

** 誌謝

キーワード：日本書紀、孝徳天皇、漢籍、大化改新、鍾匱之制、薄葬令

SAMPLE

1. はじめに

『日本書紀』は日本最初の正史とされている。この本は、全巻を通して「漢字」で表記されたのみならず、漢籍的な表現、中国の思想が多く取り入れられている。それらは如何に『日本書紀』に用いられ、それを通して何が語られているのか。本稿は、『日本書紀』における漢籍からの影響・受容を考察する作業の一環として、日本古代における最大の政治改革——大化改新を実施した孝徳天皇に焦点を当て、『日本書紀』『孝徳天皇紀』（以下、「孝徳紀」と略す）の記述方法と漢籍との関連性を探る試みである。

孝徳天皇といえば、まず「大化改新」が思い出されよう。孝徳天皇は即位した翌年に、改新の詔を下したが、この天皇の年号は大化であったため、この「改新」は通称「大化改新」と呼ばれている。『日本書紀』においても、大化改新およびその関連記事が、「孝徳紀」の記述の重点である。その内容は、改新の詔を下す以前では、主に軽皇子が孝徳天皇として即位した経緯や、新政権の発足、そして東国国司の発遣および難波への遷都に関わる記述である。その中、東国国司の発遣を語る章段では「作戸籍」「造戸籍」を中心に語られているのだが、戸籍を調べ、戸籍を作ることは（大化）改新の詔にも挙げられているので、本稿では大化改新と併せて検討することにしたい。

一方、「孝徳紀」において、改新の詔を下した以後の記述には、主に鐘匱の制、薄葬令と旧俗の廃止、品部の廃止、新冠位制の施行、蘇我倉山田石川麻呂と造媛の死、白稚奉獻と改元などの話が記載されている。その中、品部の廃止・新冠位制の施行は改新の詔の延長で、同じく改新の詔とともに検討する必要がある。また、鐘匱の制は改新の詔の前後とも関連記述があり、その核心概念は薄葬令に通じ、さらに、白雉への改元の背景にも繋がっている。したがって、鐘匱の制、薄葬令、白雉への改元を一節にまとめて考察を行いたい。ほかに、蘇我倉山田石川麻呂と造媛の死の話が記されているが、その記述は主に皇太子の中大兄皇子に関係しており、孝徳天皇とは関係がないため、ここでは割愛することにする。

以上のように、『日本書紀』『孝徳紀』には多くの記事が含まれているが、その内容を大きく見れば、（一）孝徳天皇の即位の経緯と遷都、（二）大化改新の成因と内容、（三）鐘匱之制・薄葬令・白雉への改元、この三つのパートに類別することができる。以下、この三つのパートを通じ、それらと漢籍との関わりを視座とし、『日本書紀』『孝徳紀』の記述表現を考察することにする。なお、以下、各テキストの原文・訓読の引用は『新編日本古典文学全集』（小学館）による。傍点・下線はすべて筆者によるものである。

2. 即位の経緯と遷都

まず、孝徳天皇の即位についてだが、孝徳天皇は「皇極朝」の終わりに起きた乙巳の変の翌日に退位した同母姉の皇極天皇から皇位を継承した。しかし、彼の皇位継承の過程はスムーズではない。その経緯は『日本書紀』『孝徳紀』の冒頭に記されている。

天豊財重日足姫天皇四年六月庚戌、①天豊財重日足姫天皇思欲伝位於中大兄、而詔曰、云云。中大兄退語於中臣鎌子連。中臣鎌子連議曰、古人大兄殿下之兄也、輕皇子殿下之舅也。方今古人大兄在。而殿下陟天皇位、便違人弟恭遜之心。且立舅以答民望、不亦可乎。於是中大兄深嘉厥議、密以奏聞。天豊財重日足姫天皇、授璽綬禪位。策曰、咨、爾輕皇子、云々。②輕皇子再三固辞、転讓於古人大兄更名、古人大市皇子。曰、大兄命是昔天皇所生。而又年長。以斯二理、可居天位。③於是古人大兄避座逡巡、拱手辞曰、奉順天皇聖旨。何勞推讓於臣。臣願出家入于吉野、勤修仏道、奉祐天皇。

この記述の中で、①に示されているように、皇極天皇はわが子の中大兄皇子に皇位を受け継がせようとした。しかし、中大兄皇子の異母兄である古人大兄も、叔父の輕皇子もいるため、皇位を引き継ぐべきではないという中臣鎌子（後に鎌足と改名した）のアドバイスを受け、中大兄皇子は皇位を引き受けなかった。それにより、皇極天皇は同母弟の輕皇子に即位の可能性を打診した。だが、②のように、輕皇子もまた「再三固辞」をし、その機会を古人大兄に譲ろうとした。さらに、③のように、皇位は古人大兄に回ってきたのだが、古人大兄は吉野へ出家することを理由とし、皇位継承を断ったという。

これらの記述を通して、本来ならば皇極天皇はその後継者を中大兄皇子にしようとしたこと、また皇極天皇も中大兄皇子自身も継承する意思があったことが読み取れる。だが、中臣鎌子の建言を聞いて、中大兄皇子の意識が変わったのである。中臣鎌子は「方今古人大兄在。而殿下陟天皇位、便違人弟恭遜之心。且立舅以答民望、不亦可乎。」と、倫理道德の面から建言していた。

一方、皇位継承の資格者の一人である輕皇子は「再三固辞」をし、もう一人の古人大兄は出家を決心した。この二人が皇位継承を拒む理由を考えれば、おそらくこの二人ともが皇位をわが子の中大兄皇子に受け継がせようとした皇極天皇の心意を知ったからであろう。皇位継承を断ったこの二人のうち一人は、後に孝徳天皇として即位した。もう一人は謀反の罪に問われ、中大兄皇子によって斬られた¹。即位を拒む古人大兄が、出家を決心したにもかかわらず、謀反を起こ

¹ 「孝徳紀」大化元年九月条には「丁丑、吉備笠臣垂自首於中大兄曰、吉野古人大皇子与蘇我田口臣川堀等謀反。臣預其徒。或本云、吉備笠臣垂言於阿倍大臣与蘇武大臣曰、臣預於吉野皇子謀反之徒、故今自首也。中大兄即使菟田朴室古・高麗宮知、将兵若干、討古人大市皇子等。或本云、十一月甲午三十日、中大兄使阿倍渠曾

したのである。その謀反の理由と経緯について「孝徳紀」では全く記していないために、謀反の真偽は分からない。

ともあれ、前述した皇位継承の候補である三人の譲り合いの中で、最終的に軽皇子が三十六代の天皇（孝徳天皇）として即位した。彼が即位すると、中大兄皇子を皇太子とし、安倍内麻呂と蘇我石川麻呂を左右の大臣に、中臣鎌子を内臣に、僧旻と高向玄理を国博士に任命した。年号を立てて「大化」とし、新政府を発足し、改新政策を進めていた。

『国史大辞典²⁾』の説明によれば、「内臣の性格は明確ではないが、おそらく新制度の立案にあたる国博士を指揮して、改新政策を推進することを任務とするもので、したがってここで成立した新政府は、左右大臣を頂点とする政務執行機関と内臣の指導する政策立案機関の二系列が並立し、皇太子がその両者を統轄するという体制だったとみられる。」とあるごとく、皇太子の中大兄皇子と内臣の中臣鎌子が大化改新の中心人物であったと考えられている。

しかし、孝徳天皇は早くも即位した年の末に都を飛鳥から難波長柄豊碕宮に遷した。山々に囲まれていて保守的、消極的、防御的な奈良盆地にある飛鳥と比べれば、大阪湾に向かって難波は対外的連結をやすく、より開放的、主動的、攻撃的だと言える。橋本治氏³⁾によれば、「孝徳天皇は、自身の本拠となる<宮>を飛鳥から難波へと遷します。当時の難波は、江戸時代的に言えば<出島のある長崎>です。瀬戸内海の起点となる難波は、瀬戸内海を通過して関門海峡を抜ければ、中国や朝鮮とつながる、先進文化の窓口となる場所だったので」という。「瀬戸内海の起点」「中国や朝鮮とつながる先進文化の窓口」であった難波の地理的位置から見ても、孝徳朝における難波への遷都には、国際交流に対して強い関心を持ち、積極的に政を執り行おうとする孝徳天皇の心意が窺えよう。

なお、孝徳天皇は史上最初の年号「大化」を定めた。「年号」とは、皇権の象徴であり、年号の制定は統治者の特権であるとされている⁴⁾。新政府の発足、難波への遷都および年号の使用などの事情を併せて考えれば、天皇を中心とす

倍臣・佐伯部子麻呂二人、将兵三十人攻古人大兄、斬古人大兄与子。其妃妾自経死。或本云、十一月、吉野大兄王謀反、事覺伏誅也。」とある。

²⁾ 大化改新、国史大辞典、japanknowledge、<https://reurl.cc/R1GQAg>（2019/7/25 アクセス）

³⁾ 橋本治（2009）『日本の女帝の物語——あまりにも現代的な古代の六人の女帝達』、東京、集英社、pp.135-137

⁴⁾ 年号、日本大百科全書（ニッポニカ）、japanknowledge、<https://reurl.cc/Q3A010>（2020/8/3 アクセス）によれば、「年号の起源は中国にあり、中国では統治者は土地人民のみならず時間をも支配するという思想に基づき、年号の制定は統治者の特権とされ、

る中央集権を進めつつ、皇権を強めようとする意図が孝徳天皇には大いにあったと言える。

しかし、残念ながら、せつかく難波（長柄豊碕宮）に遷都し、新政府による新政策を積極的に進めたかったにもかかわらず、孝徳が難波にいる日々は長くなかった。皇太子の中大兄皇子が白雉四年（六五三）に、孝徳天皇の意に反して母の皇極上皇・姉の間人皇女（孝徳天皇の皇后）、公卿百官を率いて大和の飛鳥に戻ったのである。孝徳は難波にとり残された。翌年の白雉五年十月十日に、難波の宮でむなしく病死してしまい、短い五年あまりの執政を終えた。

3. 大化改新の成因と内容

さて、孝徳天皇の治世について、最も重要視されているのが大化改新である。

「大化」という年号を立てた経緯について、「孝徳紀」では、以下のように記している。

「乙卯、天皇・々祖母尊・皇太子於大槻樹之下召集群臣、盟曰。告天神地祇曰、天覆地載。帝道唯一。而末代澆薄、君臣失序。天皇仮手於我、誅殄暴逆。今共瀝心血。而自今以後、君無二政、臣無貳朝。若貳此盟、天災地妖鬼誅人伐。皎如日月也。改天豊財重日足姫天皇四年、為大化元年。」

孝徳天皇、皇極上皇、皇太子の中大兄皇子が群臣を召集し、大槻樹の下で、盟約を行った。その盟約の内容は割注で示されているように、「帝道」はただ一つのものだが、末代には人情が薄れて、君臣は秩序を失ったため、天は我的手を借りて、暴逆の徒を誅滅した。今ここに誠心をもって、今後は君は二政を行わず、臣は朝廷に二心を持たない。もしこの盟約に背ければ、天災地変が起こり、鬼神や人が誅伐するという。

ここにある「帝道」とは「帝王の行うべき道」で、「仁義の道（博愛と正義）によって政治をする方法」を指している。「帝道唯一」という表現を通して、天皇のすべき道を示しながら、天皇が唯一の朝政の中心であることも示唆されている。

しかし、この帝道は末代になって「君臣失序」となってしまったように「孝徳紀」に記されている。かつて推古天皇の時代には聖徳太子が憲法十七条を制定した。その中で、第三条では「承詔必謹。君則天之、臣則地之。天覆地載。四時順行、万气得通。地欲覆天、則致壞耳。是以君言臣承、上行下靡。故承詔必慎、不謹自敗。」と記しており、君を天に、臣を地に譬え、天と地の間「秩序」が重要であり、その秩序が破壊されると、天下が自滅してしまうとある。このことから、「帝道」の中で、「君臣失序」は決して起きてはならないことだと分かる

またその年号を使用することはその支配に従うことを意味した。この制は、中国文化の影響を受けた朝鮮や日本などの周辺の諸国に広まった。」という。

5 帝道、新選漢和辞典 Web 版、japanknowledge、<https://reurl.cc/VXOQpy> (2020/11/23 アクセス)

だろう。そのため、今後は、「君無二政、臣無忒朝」とあるように、君と臣は一心同体で朝政に専念すべく、さらに、君と臣との間では分際をわきまえなければならないのである。

また、「若忒此盟、天災地妖鬼誅人伐」とあるごとく、盟約の内容を守らないと、天災地変などが起きるといふ。ここには人事と自然現象（天）との間には対応関係があり、人間の行為の善悪が自然界の異変（吉祥や災異）を呼起す」といふ「天人相関説（天人感応説）」⁶が示唆されている。孝徳天皇、皇極上皇、中大兄皇子および群臣が大槻樹の下で、こうして盟約を行った。皆誓ったのち、孝徳が年号を「大化」に立てたといふ。

この盟約の内容は、まさに大化改新の核心概念を示すものだといえる。この点は、大化改新の詔からも読み取れる。以下、大化二年春正月に記されている大化改新の詔の要点を引いておく。

（大化）二年春正月甲子朔、賀正礼畢、即宣改新之詔曰、
其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民・処々屯倉、及別臣・連・伴造・国造・村首所有部曲之民・処処田莊。仍賜食封大夫以上各有差。降以布帛賜官人・百姓有差。又曰、大夫所使治民也。能尽其治則民賴之。故重其祿、所以為民也。其二曰、初修京師、置畿内国司・郡司・関塞・斥候・防人・馭馬・伝馬、及造鈴契、定山河。凡京每坊置長一人。四坊置令一人。掌按検戸口、督察奸非。（中略）其三曰、初造戸籍・計帳・班田収授之法。凡五十戸為里、每里置長一人。掌按検戸口、課殖農桑、禁察非違、催駟賦役。若山谷阻險、地遠人稀之処、隨便量置。凡田長三十步、広十二步為段、十段為町。段租稻二束二把、町租稻二十二束。其四曰、罷旧賦役、而行田之調。凡絹・絶・糸・棉、並隨郷土所出。（中略）一戸庸布一丈二尺、庸米五斗。凡采女者貢郡少領以上姉妹及子女形容端正者。從丁一人、從女二人。以一百戸宛采女一人糧。庸布・庸米、皆准仕丁。是月、天皇御子代離宮。遣使者、詔郡国修營兵庫。蝦夷親附。或本云、壞難波狭屋部邑子代屯倉而起行宮。

このように大化二年正月に孝徳天皇から下されたこの詔は、主に其の一から其の四までの四か条を中心として記されている。大化改新の具体的な実施項目、大化改新の性格、実施後の効果について、関晃「大化改新史論－付編⁷」では、

⁶ 天人相関説、『ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典』コトバンク、japanknowledge、<https://reurl.cc/6l0eAZ> (2019/9/26 アクセス) によれば、「中国思想用語。天人感応説ともいふ。人事と自然現象（天）との間に対応関係があり、人間の行為の善悪が自然界の異変（吉祥や災異）を呼起す、という思想。」といふ。

⁷ 関晃（2017）「大化改新史論－付編」『大化改新の研究（上）』、東京、吉川弘文館、pp.203-214

詳しく考察を行っている。以下、関氏の論説を踏まえつつ、改新の詔を検討していきたい。まず、関氏の論説をまとめてみれば、次のようになる。

- (1) この詔は全文が四か条で各条はみな主文と数項の副文から成り、副文は主文に対する補足説明あるいは細目規定ともいうべきもので、すべて十四項を数える。
- (2) 第一条では子代の民と諸処の屯倉、部曲の民と諸処の田荘などの私地・私民を廃止して、その代りに大夫以上には食封を、以下の官人・百姓には布帛を与えること。
- (3) 第二条では京師を修め、畿内・国司・郡司以下の地方行政制度、海外・辺境防備施設、全国的交通連絡機関などを設けること。
- (4) 第三条では籍帳制度と班田制度を採用すること。
- (5) 第四条では田の調、戸別の調以下の詳細な統一的税制を実施することを述べており、全体としてきわめて体系的な律令的国家制度を示している。

さらに、関氏は、律令国家の建設とは、私地私民制と世襲職制に基づく旧来の氏姓制度を否定し、隋・唐の律令制度を採用して、公地公民制と官僚制に基づく高度の中央集権体制を実現するものであると述べる。大化末年ではほぼ軌道に乗った改新政治は、その後、既定の方針に従って、着実にその実施面を拡充しており、孝徳朝の後半である白雉年間には、国郡の区画決定もはかどり、編戸・造籍や班田の仕事も次第に進んでいたとも考えている。

氏の考察結果を踏まえれば、孝徳朝の大化改新の中核は中国の公地公民制と官僚制に基づく高度の中央集権体制を実現しようとするところにあると言える。さらに、大化改新の詔の第一条における子代の民、諸処の屯倉、部曲の民、諸処の田荘などの私地・私民の廃止といった政策は、大化二年三月条の内容とは密接な関係を持つ。大化二年三月条の内容は次の通りである。

(前略) 現為明神御八嶋国天皇、問於臣曰、其群臣・連及伴造・国造所有昔在天皇日所置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部謂彦人大兄也。及其屯倉、猶如古代而置以不。臣即恭承所詔、奉答而曰、天無双日、国無二王。是故兼并天下可使万民、唯天皇耳。

すなわち、天皇はこれまでは私有の名代部・子代部、屯倉が置かれていたが、今になって古代のようにこれらを置くべきかどうかを群臣に聞いたという。これに対し群臣は「答而曰、天無双日、国無二王。是故兼并天下可使万民、唯天皇耳。」と答え、天下はすべて天皇の手にあるという。これは私有の名代部・子代部、屯倉などを廃止する詔にほかならない。さらに、ここにある「天無双日、国無二王」という表現もまた、前掲した大化元年条の割注に示されている「君無二政、臣無弑朝」とはほぼ同じ意味を示しており、いずれも天皇を中心とする中央政権を作るための宣言として捉えられる。

「天無双日、国無二王」「君無二政、臣無弑朝」といった表現に関して、『孟子』『萬章上』には「天無二日，民無二王」、『禮記』『曾子問』には「天無二

日、土無二王』、『禮記』「坊記」には「家無二主，尊無二上』、『禮記』「喪服四制」には「國無二君，家無二尊」とあるごとく、「無二」という用語が漢籍には頻繁に用いられている。その中で、天、民、地、家、国など、二語の組み合わせがある。さらに、『大戴禮記』「本命」には「天無二日，國無二君，家無二尊」とあるように、天、国、家と三語の組み合わせも見られる。

「無二」とはむしろ「唯一」を意味しているが、「天無二日，土無二王」とは、前述した「帝道唯一」の概念に通じており、君主の持つ政治体制上での「唯一性」を物語っているのである。その「唯一性」は、聖徳太子の憲法十七条の第十二条、つまり「国非二君、民無兩主。率土兆民、以王為主。」という概念に繋がっており、さらに中国の『詩經』「小雅」における「溥天之下，莫非王土；率土之濱，莫非王臣。」の用語と思想を受け継いでいたと考えられる。すべての人民および土地は、君主のものであるということを物語っているのである。

以上のようなことから、「孝徳紀」における大化二年三月条には、中国の中央集権制度＝専制君主制を模倣し、これまでの豪族連合統治制度を、専制君主制に変革しようとする孝徳天皇の心意が内包されていることが認められよう。

さて、豪族が大きな権勢を持っていたことについて、横田健一「蘇我本宗家の滅亡と大化革新⁸」では次のように指摘している。

広大な土地を占拠し、多数の人民を私有し、駆使したのは、蘇我氏のみではなく、すべての豪族がそうであったため、これらの諸豪族の私地私民所有制を改革することが、改新政府の最重要政策である。

すなわち、豪族が多くの土地、人民を私有していたため、大化二年三月条の廃止案は、改新政策の最重要政策であったという。氏の指摘を踏まえれば、大化二年三月条の内容は、私有の名代部・子代部を始め、屯倉の廃止などの私有民・私有地の中央政府への回収とは密接不可分な関係があり、大化改新にのっての最も肝心な部分だと言えよう。

それだけではない。大化二年春正月条（大化改新の詔）、大化二年三月条（私有の名代部・子代部、屯倉などを廃止する詔）を引き継ぎ、大化二年八月には「始於今之御寓天皇及臣・連等、所有品部、宜悉皆罷、為国家民。」とあるごとく、孝徳天皇は大化前代官司の下部組織をなす品部の停廃を命じた。ちなみに、「今以汝等使仕状者、改去旧職、新設百官、及著位階、以官位叙。」とあるように、臣・連・伴造などに対しては、旧職を改め、新しい冠位を与えている。

冠位については、かつて推古天皇十一年に聖徳太子が十二階の冠位制を制定していた。それが日本最初の冠位制とされている。孝徳朝に入ると、大化三年の是歳条には「制七色一十三階之冠」とあり、大化五年二月条には「制冠十九階」とある。「叙位・冠位の再編成」は、新たな「君臣関係」または「遠近関係」

⁸ 横田健一（2012）「蘇我本宗家の滅亡と大化革新」『蘇我氏と古代国家—古代を考える』、東京、吉川弘文館、pp.184-186、pp.199-200

を示そうとする意義を持つのはいうまでもないが、叙位を編成する主体が「天皇」であるため、冠位を授与・再編成することは天皇を中心とする中央集権を進める作業の一環としての意義も持つ。それに、十二階から十三階へ、十三階から十九階へと、冠位を一層細かく分類したことも、中央政府から従来の豪族を一層細かく遠近関係を見分け、厳格に管理しようとする意義もあろう。

また、大化改新の第四条の統一の税制の問題は、第三条の籍帳制度にも通じている。土地・租税制度を推進するために、人口の把握が必要とされているからである。戸籍を作る作業については、大化元年八月条における東国国司の発遣の記事には次のような描写がある。

八月丙申朔庚子、拜東国等国司。仍詔国司等曰、隨天神之所奉寄、方今始將修万国。凡国家所有公民、大小所領人衆、汝等之任、皆作戸籍、及校田畝。(後略)

ここでは、国家の所有するすべての公民に対してみんな戸籍を作り、その田畝(財産・土地)を調べるといふ。それに、この条の記事の終わりにも「其於倭国六県被遣使者、宜造戸籍、并校田畝。謂檢覈墾田頃畝及民戸口年紀。」という記述が見える。ここでは改めて「作戸籍」「造戸籍」が命じられ、さらに各人民の年齢も登録するように指示されている。年齢を調べるのはそもそも「労役」を課すための作業なのだが、ただその代納物として布・米・塩などを京へ納入することも可能であり、それが庸と呼ばれている。改新の詔の第四条には「一戸庸布一丈二尺、庸米五斗」という記述があるように、人民の年齢の記録にはこの庸布か庸米も関わっており、律令下の「租税制度」の一環である。そして、ここでの「校田畝」もまた改新の詔の第四条における「罷旧賦役、而行田之調。」という記述のように、古来の「賦役」を取り止め、「田の調」を行うようになったという税制の改革である。

さて、戸籍を作ることと、税金の徴収(調賦)との関連性、また私有地、私有民の実態については、大化元年十一月条に明白に記されている。

甲申、①遣使者於諸国、録民元数。仍詔曰、自古以降、每天皇時、置標代民垂名於後。②其臣・連等、伴造・国造、各置己民恣情驅使、又割国県山海・林野・池田以為己財、争戦不已。或者兼并数万頃田、或者全無容針少地。③進調賦時、其臣・連・伴造等先自収斂、然後分進。④修治宮殿築造園陵、各率己民隨事而作。(後略)

この大化元年十一月甲申の条において、②は臣・連等、伴造・国造は各々私有民を置き、さらに山海などを自らの財産とするため、紛争が絶えないこと、③は朝廷に調賦を差し出す際に臣・連・伴造などが自ら先に徴収したこと、④は私有民を使い、自らの宮殿を修築することを語っている。この②③④の状況があるからこそ、①の戸籍登録が必要とされている。逆に言えば、①の戸籍登録があったからこそ、②③④の状況を初めて改善することができる。このように考えると、大化元年八月条における「作戸籍」などの政策は、大化改新の詔の第三条における籍帳制度と班田制度という政策の「基盤」であり、この「基盤」は第四条におけ

る田の調、戸別の調などの租税制度を整備するためだと言えよう。互いに連鎖関係が存在しているのである。

一方、戸籍登録、租税制度を実施する際に、地方行政制度や全国的交通連絡機関も不可欠である。大化改新の第二条の中核はすなわち、京師を修め、畿内・国司・郡司以下の地方行政制度、海外・辺境防備施設、全国的交通連絡機関などを設けることである。井上光貞「律令体制の成立」⁹⁾によれば、大化改新の初期は地方制度や土地・租税制度が中心であり、そのために全国的に諸般の行政事務を運営させようとするために国家的機関の創出が必須の課題となったので、中央政治機構に対する改革が始められたのだという。氏の指摘からも、「地方制度や土地・租税制度」から「行政事務を運営する国家的機関の創出」へという大化改新の政策推進の過程が考えられる。

このように、上掲した大化二年三月条と十月条の内容を併せて見てみれば、孝徳政府が大化二年に入って、まず「地方制度や土地・租税制度」に対する改革から始まり、徐々に「人事・冠位・組織」への改革に向かっていくというプロセスも想定できよう。

以上より、大化革新の核心概念は、中国の中央集権制度＝専制君主制を模倣し、日本が豪族・貴族の連盟による政治体系から、天皇を中心とする中央集権という政治体系に転換しようとするところにある。そのために、孝徳朝は積極的に中国の律令制度を学び、それを大化改新に取り入れ、豪族および皇子達の私有民または私有地を中央に回収し、さらに積極的に冠位の再編成を通して各氏族の地位を新たに付けようとしたのである。そして、その主導者はまさに孝徳天皇自身である。難波への遷都、年号の設立、冠位の再編成、さらに大化改新の詔に示されている諸政策が「孝徳紀」を貫いたなどのことから、孝徳天皇の政治に対する積極性が窺える。

さらに、孝徳天皇即位については篠川賢「皇極・斉明天皇¹⁰⁾」で次のような指摘もある。

⁹⁾ 井上光貞 (1967) 「律令体制の成立」(『日本歴史 3 古代〔3〕』、東京、岩波書店、pp.5-6)

では次のように指摘している。

大化改新の政治過程をあとづけてみると、改新の初期における為政者の関心は、地方制度や土地・租税制度に向けられ、中央官制の改革はあとまわしにされた。(中略)改新の当初には政権が不安定であり、地方制度や税制の改革が急務とされたので、在来の機構をもって、改革を推し進めたが、やがて、全国的に諸般の行政事務を運営するにたる国家的機関の創出が、必須の課題となってきたであろう。

¹⁰⁾ 篠川賢 (1991) 「皇極・斉明天皇」、武光誠編『古代女帝のすべて』所収、東京、新人物往来社、pp.109-110

通説では、乙巳の変の主導者である中大兄と鎌足が、その後の政局も主導したとするのであるが、それならば、なにゆえ女帝が譲位して孝徳が即位しなければならなかったのであろうか。(中略) 孝徳の即位は、けっして中大兄や鎌足の策によるのではなく、孝徳自身の意思と、それを支持した石川麻呂らの意見によって実現したと推定されるのである。

氏の指摘からも、孝徳天皇が即位に関する積極性または自我意思が窺えよう。つまり、孝徳天皇の即位は必ずしも中大兄皇子・古人大兄皇子が譲り合ったことによって、やむをえずに即位したのではなく、孝徳自身がポジティブに自らの政策を進めようとするために即位したものだと思えるのが妥当であろう。

4. 鐘匱之制・薄葬令・白雉への改元

さて、「孝徳紀」の主要な記事は「大化改新」とそれに続く政治改革を喧伝するものであった¹¹のだが、その政治改革の中で、鐘匱の制と薄葬令が代表として挙げられよう。本節では鐘匱の制と薄葬令を中心に検討したい。また、白雉への改元もまた鐘匱の制と薄葬令に通じる共通概念があるため、この節でまとめて論じたいと思う。

(1) 鐘匱の制

まず、鐘匱の制についてだが、『日本国語大辞典¹²』の解釈によると、それは「大化元年（六四五）に設けられた訴訟の制度。役所に匱と鐘を置き、訴えをする者は、その首長を介して訴状を匱に入れ、大王に奏上した。もし所司が怠ってこれを処理せず、あるいは曲げて不正ある時は、訴人に鐘をつかせることとした。」¹³という。つまり、一種の民衆訴願の制度なのである。

このような制度は、中国には早くも『説苑・佚文』に「鬻子曰：「禹之化天下也，以五聲聽，門懸磬鐘鐸，以待四海之士。」初學記九引劉向説苑。」と記されている。『淮南子・汜論訓』においても「（前略）禹之時，以五音聽治，懸鐘、鼓、磬、鐸，置鞀，以待四方之士，為號曰：「教寡人以道者擊鼓，諭寡人以義者擊鐘，告寡人以事者振鐸，語寡人以憂者擊磬，有獄訟者搖鞀。」當此之時，一饋而十起，一沐而三捉髮，以勞天下之民。此而不能達善效忠者，則才不足也。」とある。さらに、『舊唐書・卷六 本紀第六 則天皇后』には「三月，初置匱於朝堂，有進書言事者聽投之，由是人間善惡事多所知悉。」という記述も見られる。ほかにも、『舊唐書・卷四十三 志第二十三 職官二』には「所以申天下之冤滯，達萬人之情狀。蓋古善旌、誹謗木之

¹¹ 森博達（2011）『日本書紀 成立の真実——書き換えの主導者は誰か』、東京、中央公論新社、p.218

¹² 鐘匱の制、日本国語大辞典、japanknowledge、<https://reurl.cc/q8A3xn> (2019/7/10 アクセス)

意也。天寶九年，改匱為獻納。」とある。このように、中国でも、百姓の進言・訴願が重要視されていて、「懸鐘鼓磬鐸」がその進言・訴願の方法として設けられていたことが、これら漢籍の文献を通して分かる。

こうした訴願の制度は、日本では孝徳天皇の時代に初めて設けられた。「孝徳紀」では鐘匱の制に関わる描写は次の二か所にある。

(ア) 大化元年八月是日条

是日設鐘・匱於朝而詔曰、若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘当而奏。有尊長者、其尊長先勘当而奏。若其伴造・尊長、不審所訴取牒納匱、以其罪々之。其取牒者、昧旦執牒奏於内裏。朕題年月便示群卿。或懈怠不理、或阿党有曲、訴者可以撞鐘。由是懸鐘置匱於朝。天下之民咸知朕意。

この記述からも、訴願する人の周りに伴造者や年長者がいれば、先に判断してもらってから朝廷に奏する。もし、受理されない、または意見が曲げられた場合、訴願者は鐘に着くことができる。この理由のために、朝廷は鐘を掛け、匱を置いたのである。そうすると、天下の民は天皇の心意を理解することができるという。この記述からも、「孝徳紀」における鐘匱の制が設けられた趣旨は中国の制度と変わらないと言える。さらに、朝廷が受理する前に、「伴造」のあるところなら、伴造が先に人民の訴願を受理しなければならないという規定は中国にも類似している。『舊唐書・卷一百七十一 列傳第一百二十一』には次のような記述がある。

敬宗冲年即位，坐朝常晚。（中略）渤又以左右常侍，職參規諷，而循默無言，論之曰：「若設官不責其事，不如罷之，以省經費。苟未能罷，則請責職業。」渤充理匱使，奏曰：「事之大者聞奏，次申中書門下，次移諸司。諸司處理不當，再來投匱，即具事奏聞。如妄訴無理，本罪外加一等。準敕告密人付金吾留身待進止。今欲留身後牒臺府，冀止絕凶人。」從之。

つまり、小さいことであれば、諸司にまず報告し、諸司の処置が妥当でないとき「投匱」に来るといった順序が提示されているのである。まとめていえば、「諸司→中書門→朝廷」という段取りとなっている。この順序は、伴造によって先に人民の訴願を受理してもらうという孝徳朝のやり方とは同じである。しかし一方、こうした人民の訴願の順序が設けられた目的は、まずいち早く処置を得ることができることにあるが、しかしそれと同時に、「諸司→中書門→朝廷」という構図は、朝廷が地方にいる伴造を管理・監督するという意義も内包されていることも見逃せない。

(イ) 大化二年二月条

二月甲午朔戊申、天皇幸宮東門、使蘇我右大臣詔曰、明神御宇日本倭根子天皇、詔於集侍卿等・臣・連・国造・伴造及諸百姓、①朕聞、明哲之御民者、懸鐘於門而觀百姓之憂、作屋於衢而聽路行之謗。雖莠蕘之説、親問為師。由是朕前下詔曰、古之治天下、朝有進善之旌、誹謗之木。所以通治道、而來諫

者也。皆所以広詢于下也。②管子曰、黄帝立明堂之議者、上觀於賢也。堯有衢室之間者、下聽於民也。舜有告善之旌、而不主蔽也。禹立建鼓於朝、而備訊望也。湯有總街之庭、以觀民非也。武王有靈台之囿、而賢者進也。此故聖帝明主所以有而勿失、得而勿亡也。所以懸鐘設置、擗収表人。使憂諫人、納表于匱、詔収表人、每旦奏請、朕得奏請、仍示群卿、便使勘当。庶無留滯。如群卿等、或懈怠不勤、或阿党比周、朕復不肯聽諫、憂訴之人当可撞鐘。詔已如此。既有有民明直心、懷國土之風、切諫陳疏納於設置。故今顯示集在黎民。(後略)

この詔の内容について、①のごとく、天皇が「明哲之御民者、懸鐘於門而觀百姓之憂、作屋於衢而聽路行之謗。」と聞いたので、自らもその「明哲之御民者」になろうとし、鐘を開け、百姓の憂いを観、衢に小屋を作り、通行人による謗言を聞こうするという旨である。

なお、「聽路行之謗」の「聽」は『説苑・佚文』には「鬻子曰：禹之化天下也、以五聲聽」とあり、『淮南子・汜論訓』には「禹之時、以五音聽治」とある。中国古代の聖王である禹は、人民の声を「聴く」ことによって天下を管理したという。「孝徳紀」における「聴く」という概念もこれら漢籍の影響を受けたのだと考えてよからう。さらに、前に述べたように、孝徳朝における人民の訴願を受理する順序なども中国の進言・訴願のやり方と非常に類似しているので、孝徳朝の訴願制度は中国から学んだものが多いと言える。

また、②では、「孝徳紀」は『管子』を援用し、堯舜禹湯武王といった中国の有名な聖王¹³、つまり徳性の高い、知恵および徳のすぐれた君主の例を挙げ、「此故聖帝明主所以有而勿失、得而勿亡也。所以懸鐘設置、擗収表人。」とあるごとく、孝徳天皇は自らが堯舜禹湯武王のような聖王になろうとする心意が強かったのである。

このように、「懸鐘設置」は、中国古代の聖王が人民に訴願をさせることで、人民の声を聴くための制度なのだが、孝徳天皇がそれを設けることは、自らも人民の声が聴けるような聖王になりたいという気持ちが働いたものだと考えられよう。大化元年秋七月条に「戊寅、天皇詔阿倍倉梯万侶大臣・蘇我石川万侶大臣曰、当遵上古聖主之跡、而治天下。復当有信、可治天下。」とあるごとく、孝徳天皇は即位した早々、大臣達に対し、自らは上古の聖王が歩む跡を継ぎ、天下を管理すると宣言した。孝徳天皇には聖王思想が強かったことが認められよう。また、孝徳朝の「懸鐘設置」もまた、この大化元年七月条の趣旨に通じていよう。

¹³ 聖王の定義について、『日本国語大辞典』によれば、「徳の高い王。知恵、徳のすぐれた君主。聖帝。」という。日本国語大辞典、japanknowledge、reurl.cc/2gGy46 (2020/11/25 アクセス) 『新選漢和辞典 Web 版』によれば、「すぐれた天子。聖主。聖天子」のこである。新選漢和辞典 Web 版、japanknowledge、https://reurl.cc/ldr4L9 (2020/11/25 アクセス)

ところが、この鐘匱の制の意義は単なる訴願制度に留まらない。若井敏明「白雉四年の政変について¹⁴⁾」によれば、「鐘櫃の制とは一見訴訟制度のようにみえるが、じつは政策に対する意見をも徴するもので、この制度をつうじて、民意に遵う政治を公開でおこなうというのが、改新政府の基本方針であったわけである」、また「公私を混同して、賄賂をむさぼるなど利権をほしいままにしている大夫層から国造・伴造にいたる豪族たちの意識変革である。そのためにとられたのが、公開の場で東国国司の不正を暴くことであり、尊長・伴造や群卿を介さずに民意を天皇が直接把握する鐘櫃の制という機構だったのである。」という。さらにこの氏の指摘を、前述した「諸司→中書門→朝廷」という訴願の段取りと併せて考えれば、朝廷の管理、監視の下での鐘匱の制もまた民意を天皇に集約させるという意義があり、中央による公地公民制の一環として機能していると考えられる。

(2) 薄葬令

次に薄葬令についてだが、『国史大辞典¹⁵⁾』の解釈によれば、それは「大化改新の際に制定された公葬の制度」とある。「孝徳紀」大化二年三月甲申条には次のような長文の詔が掲げられている。

まず、その初めの部分（「甲申、詔曰、朕聞、西土之君戒其民曰、古之葬者、因高為墓。不封不樹」から「爰陳其制、尊卑使別」まで）は薄葬すべきことを述べている。鐘匱の制と同様に、天皇が「（人民の声を）聞く」ことから始まったのである。天皇が聞いた「西土之君」とは、「中国」の君主を指しており、中国の君主における葬式に注目を払っていることが窺える。

その次に、「夫王以上之墓者」から「必罪其族」までの部分では、新しい葬制の内容を詳細に述べている。「夫王以上之墓者、其内長九尺、濶五尺、其外域、方九尋、高五尋、役一千人、七白使訖。其葬時帷帳等用白布。有輜車。上臣之墓者、其内長・濶及高、皆准於上。其外域方七尋、高三尋、役五百人、五白使訖。其葬時帷帳等用白布。担而行之。」とあるごとく、王の墓の大きさおよび労役できる人数、また墓を作る期間などについて詳しく規定している。それから、上臣、下臣の墓、大仁・小仁の墓など、十二階冠位によって段階差を設けているのである。このように、薄葬令には薄葬や段階差による葬送方式の規格化が記載されている。さらに、葬送方式の規格について、関晃氏¹⁶⁾は「恐らく大

¹⁴⁾ 若井敏明（2013）「白雉四年の政変について」『歴史学部論集』（3）、京都、佛敎大学歴史学部、pp.77-89

¹⁵⁾ 薄葬令、国史大辞典、japanknowledge、<http://reurl.cc/LdrZY3>（2019/7/10 アクセス）

¹⁶⁾ 関晃（1997）『関晃著作集第二巻 大化改新の研究（下）』、東京、吉川弘文館、pp.219-221

化の制は唐制を手本として作られたものであり、「大化の葬制に対する唐制の影響ということも無視できない」と指摘している。

また、『国史大辞典¹⁷』の「薄葬令」の項目（関晃解説）においても次のような解釈がある。

大化改新の際に制定された公葬の制度。(中略)この葬制は、改新によって公地公民制が採用された結果、諸氏族がその私民と私財を動員して行なってきた従来の私葬方式が現実に不可能となったために、それに代わるべき政府の手による葬送方式を新たに制定したものであって、薄葬制というよりはむしろ公葬制とよぶべきものである。

つまり、孝徳朝で実施されていた薄葬令は私民と私財を動員して行なってきた従来の私葬方式と異なり、唐制を手本として作られた、政府の手による人民（公民）労働力を動員する公葬制なのである。この公葬制も孝徳政府による公地公民制を実施するための一政策としての意義を持っている。

なお、漢籍には多く薄葬の用例が認められる。たとえば、『論衡・薄葬』には「聖賢之業，皆以薄葬省用為務。」とある。『墨子・節用中第二十一』には「古者聖王制為節葬之法曰：『衣三領，足以朽肉；棺三寸，足以朽骨；堀穴深不通於泉，流不發洩則止。死者既葬，生者毋久喪用哀。』」と見える。中国では、「薄葬」は聖賢・聖王のなすべきこととして見做されているのである。この点は『漢書・楚元王傳』を見れば、一層明白になろう。『漢書・楚元王傳』によれば、「棺槨之作，自黃帝始。(中略)此聖帝明主賢君智士遠覽獨慮無窮之計也。其賢臣孝子亦承命順意而薄葬之，此誠奉安君父，忠孝之至也。」という。ここでは明らかに、聖帝、明王、賢君、智士、賢臣、孝子はいずれも「薄葬」をしており、すなわち、薄葬とは「忠孝」の表現であるというように語られているのである。

以上の考察に基づけば、孝徳天皇の薄葬令は、天皇を中心とし、天下の人民や土地を天皇の配下に属させるといふ公地公民制を進める機能を持つことがわかる。同時に、聖帝明王になろうとする孝徳天皇の願い・意図も内包されているのである。また、薄葬とは「忠孝之至」でもあるため、孝徳天皇は「忠孝」の美德も有していることが示唆されている。

ちなみに、「天智紀」によれば、天智四年二月に間人天后が崩御している。その二年後の六年二月条には「壬辰朔戊午、合葬天豊財日重足姫天皇与間人皇女於小市岡上陵。是日、以皇孫大田皇女葬於陵前之墓。」とある。ここにいふ合葬天豊財日重足姫天皇とは皇極天皇のことで、天智天皇の母である。また、間人皇女は孝徳天皇の皇后で、天智の姉に当たり、大田皇女は天智天皇と蘇我山田石川麻呂の娘遠智娘との子で、大海人皇子の妃、大津皇子の母に当たる人である。

¹⁷ 薄葬令、国史大辞典、注 15 に同じ。

「天智紀」六年二月条によれば、皇極天皇と間人皇女は合葬され、大田皇女はその合葬の前に葬られたという。その際、皇太子（中大兄皇子）が群臣に、「我奉皇太后天皇之所勅、憂恤万民之故、不起石槨之役。所冀永代以為鏡誠焉。」と語ったという。つまり、皇太子は、皇太后天皇（齊明天皇）の命令を受け、万民を思いやるために、墳墓造営の労役（石槨の役）を課さないということである。さらに、「所冀永代以為鏡誠焉。」とあるように、これを永代までの戒めとしてほしいと言ったのである。これらの記述からも、齊明天皇・間人皇女が合葬された墓は、齊明天皇の遺命に従って墳丘を持たない小規模な墓であったことが推定できよう。このことから、孝徳天皇の下した薄葬令はある程度、効果を収めたと言えよう。

(3) 白雉への改元

さて、大化二年条に記されている鐘匱の制と薄葬令に色濃く示されている聖王思想は、白雉奉獻と改元の記事にも認められる。白雉元年二月条には穴戸国から白雉奉獻の記事がある。本文はやや長いが、重点だけを引いておく。

二月庚午朔戊寅、穴戸国司草壁連醜経、献白雉曰、国造首之同族贄、正月九日、於麻山獲焉。於是問諸百濟君。百濟君曰、後漢明帝永平十一年、白雉在所見焉、云云。又問沙門等。沙門对曰、耳所未聞、目所未覩。宜赦天下、使悦民心。（中略）僧旻法師曰、此謂休祥足為希物。伏聞、王者旁流四表、則白雉見。又王者祭祀不相踰、宴食・衣服有節則至。又王者清素、則山出白雉。又王者仁聖則見。又周成王時、越裳氏来献白雉曰、吾聞、国之黃耆曰、久矣無別風淫雨、江海不波溢三年於茲矣。意中国有聖人乎。盍往朝之。故重三詔而至。又晋武帝咸寧元年、見松滋。是則休祥。可赦天下。是以白雉使放于園。

この章段で、百濟君が後漢明帝の時代における白雉の話をし、国博士の僧旻法師も王者が仁聖で節度がある際に、または王者が聖人である際に白雉が現れることを言い、周成王の時に白雉が齎した「久矣無別風淫雨、江海不波溢三年」という天下安寧の例を挙げているのである。この「久矣無別風淫雨、江海不波溢三年」という表現に関して、小島憲之『上代日本文学と中國文学（上）¹⁸⁾』ではその出典として『藝文類聚』巻八、水部、海水所引『韓詩外傳』をあげた。

『藝文類聚』所引『韓詩外傳』の内容は次の通りである。

韓詩外傳曰成王時有越裳氏重三譯而朝曰吾受命國之黃髮曰久矣天之不迅風雨海之不波溢也三年於茲矣意者中國有聖人乎盍往朝之

小島氏は、「孝徳紀」における「江海不波溢三年於茲矣」の箇所が、『藝文類聚』所引『韓詩外傳』の「海之不波溢也、三年於茲矣」に対応していることに着目し

¹⁸⁾ 小島憲之（1962）『上代日本文学と中國文学（上）』、東京、塙書房、pp.376-377

ている。しかし、池田昌広『『日本書紀』と六朝の類書¹⁹』によれば、「『藝文類聚』所引『韓詩外傳』が「白雉」の文字を缺くのは重大な缺陷である。」と指摘し、小島氏による『藝文類聚』所引『韓詩外傳』に賛同しない態度を取っている。それと同時に、この章段は『稽瑞』の引く『向書大傳』佚文により近似していると説いているのである。『稽瑞』「白雉獻聖・玄鶴報恩」によれば、

尚書大傳曰周成時越裳氏來獻白雉曰吾聞國之黃耆曰天無烈風淫雨江海不波溢于茲久矣意中國有聖人蓋往朝之故重三譯而至

という。確かに「孝徳紀」白雉元年二月条は白雉が献上されたことが記述の重点であり、その後に記されている瑞祥事件がすべて白雉献上に起因している。孝徳天皇が年号を大化から白雉に変えたのもすべてこの白雉献上によるため、白雉は不可欠な要素であろう。このように考えると、池田氏の指摘した『稽瑞』引用説がより合理的だと考えられる。

また、同年の二月甲申条には次のような記述がある。

天皇即召皇太子、共執而觀。皇太子退而再拜。①使巨勢大臣奉賀曰、公卿・百官人等奉賀、陛下以清平之徳治天下之故、爰有白雉自西方出。乃是陛下及至千秋万歳、浄治四方大八嶋、公卿・百官及諸百姓等、冀罄忠誠勤將事。奉賀訖再拜。②詔曰、聖主出世治天下時、天則応之示其祥瑞。曩者西土之君周成王世与漢明帝時、白雉爰見。我日本国營田天皇之世、白鳥樸宮。大鷦鷯帝之時、竜馬西見。是以自古迄今、祥瑞時見、以応有徳、其類多矣。所謂鳳凰・騏驎・白雉・白鳥、若斯鳥獸及于草木、有符応者、皆是天地所生休祥嘉瑞也。夫明聖之君獲斯祥瑞、適其宜也。(中略)③又詔曰、四方諸国郡等、由夫委付之故、朕総臨而御寓。今我親神祖之所知穴戸國中、有此嘉瑞。所以大赦天下、改元白雉。

この章段の中で、①では、孝徳朝の大臣達は王者が「以清平之徳治天下」であるゆえに、白雉が現れたといい、天皇が「浄治四方大八嶋」と願っているという。これらの表現を通して、「天は常に有徳者に命令して天子とし、万民を統治させるという思想²⁰」としての「天命思想」が示唆されている。この「天命思想」は、③

¹⁹ 池田昌広 (2007) 「『日本書紀』と六朝の類書」、『日本中国学会報』(59)、東京、日本中国学会、pp.282-283

²⁰ 天命思想、日本国語大辞典、japanknowledge、<https://reurl.cc/D6kLnE> (2020/8/5 アクセス)によれば、「中国の儒教における政治・倫理思想の一つ。天は常に有徳者に命令して天子とし、万民を統治させるという思想。王朝は歴代の天子に徳のある限り継続するが、一たび天子が徳を失うと、天命は新たに別の有徳者に下り、新しい王朝が始まるとする。つまり天子の資格を徳の有無におくものであって、それは中国に独特な聖王の観念を生むとともに、革命を是認する思想ともなっている。」という。

の「四方諸国郡等、由天委付之故、朕総臨而御寓」という表現を通じて裏付けられ、天下の統治が天から有徳者に委ねたことが物語られているのである。

それに、②の「詔曰、聖王出世治天下時、天則応之示其祥瑞」とあるごとく、聖王が世に出て天下を治める際に天がそれに応じて祥瑞を示すという。つまり、天人感応説によれば、祥瑞が現れることが、「聖王」が現れることをシンボライズしているのである。こうした人事と自然現象（天）との対応関係からも、「天人相関説（天人感応説）」が認められる。また、この内容は「詔曰」とあるごとく、孝徳天皇も自らが有徳の聖王であるために天から白雉という祥瑞を下したのだと考えていることが分かる。

それだけではなく、孝徳天皇は中国の周成王と漢明帝、また日本先祖である応神天皇・仁徳天皇の時代に祥瑞が出たことを例とし、「明聖之君獲斯祥瑞、適其宜也」と説いている。応神天皇・仁徳天皇の例を挙げるのはいうまでもなく、「当時応神・仁徳朝を理想化する思想があつたことを示している²¹⁾」という意義があるので、こうした理想的な天皇になろうとする心意が孝徳天皇にはあつたことも窺えよう。これらの理由から、孝徳天皇は年号を大化から白雉に変えたが、この改元の背景には上掲した中国の思想が強く働いていたことも、以上の考察を通して指摘できよう。

また、孝徳天皇の和風諡号は天万豊日尊であり、「孝徳紀」の冒頭ですでに彼は「為人柔仁好儒、不挾貴賤、頻降恩勅」と記しており、聖王たるイメージを付与している。その上で、鐘匱之制、薄葬令などの政策を通して中央集権を進めると同時に、聖王たるイメージも一層強化しようとし、自らはすなわち天に選ばれた有徳の君主・忠孝の賢王であり、中国や日本古代の聖王と並べる王者であることを語ろうとしているのである。「忠孝」「有徳」の聖王としての「孝徳」天皇像が以上の記事を通じて読み取れる。

5. おわりに

このように、『日本書紀』『孝徳紀』は主に、（一）孝徳天皇の即位の経緯と遷都、（二）大化改新の成因と内容、（三）鐘匱之制・薄葬令・白雉への改元、この三つのパートからなっているが、（一）の記事では、主に皇極天皇が期待していた後継者である中大兄皇子が皇位を断り、最終的に皇極天皇の弟の軽皇子が孝徳天皇として即位したという経緯、また孝徳新政府は年号を立て大化とし、即位した年にすぐに難波に遷都したという背景を説明した内容である。このパート

²¹ 村山修一（1993）「日本書紀における陰陽道的記事と妖兆思想の変転」（『神道史研究』第41巻第2号、三重、神道史学会、pp.65-66）によれば、「（前略）「百濟君・道登法師・僧旻等が中国の先例をあげ、その中で白鹿・白雀・三足鳥も引合いに出される。さらに詔勅の中では日本の先例として応神朝の白鳥が宮殿に櫛くふ瑞、仁徳朝の竜馬西に出現する瑞が挙げられた。これは当時応神・仁徳朝を理想化する思想があつたことを示している。」という。

で特に注目したいのは、大阪湾に向かって対外的連結をしやすい難波へ遷都し、海外に対する強い関心を持ち、国際交流に力を入れようとし、年号を立て皇権を強調せんとする孝徳天皇像である。つまり、政治改革に対する参与度が高く、統治者としての強烈な意識・意図を持っている君主像なのである。従来は皇太子の中大兄皇子と内臣の中臣鎌子が大化改新の中心人物であったと考えられていたが、以上の考察を通して、孝徳天皇の積極的な政治姿勢が認められる。さらに、その積極的な政治姿勢からも、孝徳自身がポジティブに自らの政策を進めるために即位し、大化改新に対しても大きなエネルギーを注いだことが想定できよう。

次に（二）の記事では主に中国の公地公民制、官僚制、税制、地方行政制度を学び、私有地、私有民、税賦を伴造・貴族の手から中央に回収する公地公民制を行うとともに、地方行政制度の整備、籍帳制度と班田制度の採用、田の調、戸別の調以下の詳細な統一的税制を実施する、日本古代の最大な政治改革とされる大化改新の成因と内容を語ったものである。これらの改革政策は中国の皇帝を中心とする高度の中央集権体制を模倣し、日本で高度の中央集権制度を作ろうとするためのものだが、その背後には中国における帝道唯一の思想、祥瑞思想、天命思想、天人感応思想、聖王思想などが存在しているのである。これら中国の思想が孝徳朝の政治改革に大きく影響を与えていることが認められる。

最後に（三）の鍾匱之制・薄葬令・白雉への改元についてだが、鍾匱之制は中国の訴願制度である「懸鍾設匱」を模倣し、人民の声を聴く聖王になろうとする孝徳天皇の心意に繋がっていると同時に、民意を天皇に集約させようとする天皇を中心とした中央集権制度の一環としての意義を持つ。そして、政府の手による葬送方式である薄葬令も、中央集権を推進する政策の一つとして見ることができる。さらに、中国では、そもそも「薄葬」は聖賢・聖王のなすべきこととして見做されているため、中国の聖王思想に繋がっている。この点は鍾匱之制に通じていよう。それに、こうした聖王思想が天命思想、天人感応思想と結びつき、大化から白雉へ改元したこと背景となったのである。

このように、「孝徳紀」では中央集権に関わる地方制度、土地・租税制度、官僚制度といった制度面のほかに、中国の帝道唯一の思想、祥瑞思想、天命思想、天人感応思想、聖王思想も濃厚に示されている。同時に、『禮記』、『詩經』、『管子』、『稽瑞』、堯舜禹湯武王、周成王などの漢籍の用語および聖帝明王といった人物の故事も援用されているのである。つまり、「孝徳紀」の骨格をなす三つの部分では、いずれも中国の思想、漢籍の表現が深く関わっていることが認められる。そして、これらの中国の思想・漢籍の表現を通して、遷都を始め、海外へ積極的に進出し、中国の制度、思想などを大いに吸収し、天皇を中心とする中央集権を構築しようとする専制的君主であるとともに、天から選ばれる徳のある聖王としての孝徳天皇像が描き出されていることは以上の考察を通して分かる。

参考文献

(1) テキスト（配列は作者名の五十音順による）

（日本語）

小島憲之ほか校注・訳。『新編日本古典文学全集 日本書紀（三冊）』・東京・小学館・1994-1998 年。

（中国語）

嚴一萍編輯。『後之不足齋叢書 稽瑞』・台北・藝文印書館・1967 年。
向宗魯校證。『中國古典文學基本叢書 說苑校證』・北京・中華書局・1987 年。

吳榮曾、劉華祝ほか注訳。『新譯漢書(五)傳』・台北・三民書局・2013 年。
蔡鎮楚注譯。『新譯論衡讀本（下）』・台北・三民書局・1997 年。
臺灣商務印書館編。『景印文淵閣四庫全書 子部一九三 類書類』『藝文類聚』・新北，臺灣商務印書館・1986 年。

滕志賢。『新譯詩經讀本（下）』・台北・三民書局・2000 年。
熊禮匯訳・侯迺慧校注。『新譯淮南子（二冊）』・台北・三民書局・1997 年。

楊家駱主編。『中國學術類編 新校本舊唐書附索引（全六冊）』・台北，鼎文書局・2000 年。

李生龍注譯。『新譯墨子讀本』・台北・三民書局・1996 年。

(2) 参考文献（配列は作者名の五十音順による）

井上光貞。「律令体制の成立」、『日本歴史3 古代〔3〕』・東京・岩波書店・1967 年。

池田昌廣。「『日本書紀』と六朝の類書」、『日本中国学会報』(59)・東京・日本中国学会・2007 年。

江畑武。「推古・舒明・皇極三紀の災異記事—天皇氏と蘇我氏の抗争—」・三品彰英編『日本書紀研究』第五冊・東京・塙書房・1976 年。

小島憲之。『上代日本文学与中国文学（上）』・東京・塙書房・1962 年。

関晃。『関晃著作集 第二卷 大化改新の研究（下）』・東京・吉川弘文館・1997 年。

関晃。「大化改新史論 - 付編」、『大化改新の研究（上）』・東京・吉川弘文館・2017 年。

篠川賢。「皇極・齊明天皇」・武光誠編『古代女帝のすべて』所収・東京・新人物往来社・1991 年。

橋本治。『日本の女帝の物語—あまりにも現代的な古代の六人の女帝達』・東京・集英社・2009 年。

- 村山修一。「日本書紀における陰陽道の記事と妖兆思想の変転」、『神道史研究』第 41 卷第 2 号・三重・神道史学会・1993 年。
- 森博達。『日本書紀 成立の真実——書き換えの主導者は誰か』・東京・中央公論新社・2011 年。
- 横田健一。「蘇我本宗家の滅亡と大化革新」、『蘇我氏と古代国家—古代を考える』・東京・吉川弘文館・2012 年。
- 若井敏明。「白雉四年の政変について」、『歴史学部論集』(3)・京都・佛教大学歴史学部・2013 年。

(3) ウェブサイト (配列は閲覧日による)

- 日本国語大辞典・japanknowledge・<https://reurl.cc/q8A3xn>(2019/7/10 アクセス) 国史大辞典・japanknowledge・<https://reurl.cc/LdrZY3>(2019/7/10 アクセス) 国史大辞典・japanknowledge・<https://reurl.cc/R1GQAg>(2019/7/25 アクセス)
- 『ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典』コトバンク・japanknowledge <https://reurl.cc/6lOeAZ>(2019/9/26 アクセス)
- 日本大百科全書(ニッポニカ)・japanknowledge・<https://reurl.cc/Q3A010>(2020/8/3 アクセス)
- 日本国語大辞典・japanknowledge・<https://reurl.cc/D6kLnE>(2020/8/5 アクセス)
- 新選漢和辞典 Web 版・japanknowledge・<https://reurl.cc/VX0Qpy>(2020/11/23 アクセス)
- 新選漢和辞典 Web 版・japanknowledge・<https://reurl.cc/ldr4L9>(2020/11/25 アクセス)
- 日本国語大辞典・japanknowledge・<https://reurl.cc/2gGy46>(2020/11/25 アクセス)

Address for correspondence

Chia-Yu Cheng
Department of Japanese
National Chengchi University
No.64, Sec. 2, ZhiNan Rd.
Wen-shan Dist.
11605 Taipei City
Taiwan

XXXXX@mail.com

Submitted Date: MONTH DATE, YEAR
Accepted Date: MONTH DATE, YEAR (e.g. May 8, 2021)